



河原人権福祉センターだより

■人権と福祉のまちづくりをめざすコミュニティセンター■

鳥取県隣保館連絡協議会



2025年(令和7年) **3月号**

発行：鳥取市河原人権福祉センター 〒680-1222 鳥取市河原町曳田 982-1 TEL：(0858)85-0135 / FAX：(0858)85-0139

ご案内

ふれあい食堂のご案内

日時 3月15日(土)
場所 河原町コミュニティセンター
内容 ♡食事の前にバルーンアートづくりをします。
時間 11:00～
みんなきてねー



今年度を
ふりかえろう♪

のんびりかふえ

ひなまつりとちらし寿司

日時 3月3日(月)
10:00～13:30
場所 河原人権福祉センター
内容 ♡『あつまりの場とお食事』
参加費 200円(昼食代)
申込締切 2月26日(水)

高齢者講座・手話識字教室合同

交流会のご案内

日時 3月25日(火)
10:00～13:30
場所 河原人権福祉センター
内容 ♡『お別れ会』
♡おたのしみ昼食会
参加費 300円(昼食代)
申込締切 3月19日(水)

子どもの権利条約とは

子どもの権利条約は、子ども(18歳未満)を権利を持つ主体と認め、おとなと同じく、ひとりの人間として持っている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要なこともあるため、子どもならではの権利も定めています。また、すべての子どもに保証される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障害のある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利

戦争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

センター事業のようす

ふれあい食堂 1/25(土)

水産バンドをお迎えし、歌を披露していただきました。いろいろなジャンルの歌を歌っていただき、子どもも大人も楽しいひと時を過ごしました。



介護予防教室 湯谷荘 1月～2月の毎週水曜日

今年度も1～2月(計6回)に介護予防教室を開催しました。冬場は運動をする機会がないとの声があり、毎年この時期に開催しています。さんびるさんを講師に、運動とお口や腸内環境などのお話を取り入れています。次年度も実施予定ですので、ぜひご参加ください。



3月の行事予定

日	曜日	行 事	時 間	会 場
3	月	のんびりかふえ (あつまりの場)	10:00～13:30	河原人権福祉センター
5	水	縁側サロン	10:00～13:30	鮎が丘集会所
7	金	朝の手話タイム	9:00～9:45	河原人権福祉センター
10	月	運営委員会	13:30～15:00	
14	金	朝の手話タイム	9:00～9:45	
15	土	ふれあい食堂	10:00～14:00	河原町コミュニティセンター
21	金	朝の手話タイム	9:00～9:45	河原人権福祉センター
25	火	高齢者・手話識字教室 (お別れ会)	10:00～14:00	

ひとりで悩まないで

まずは話してみませんか？

3月の 専門相談日程

人権福祉センターでは、人権に関わる問題をはじめ生活上の様々な悩みの相談をお受けして問題解決のための支援を行っています。

カウンセラー相談	夜間弁護士相談	会 場
11日(火)・25日(火)	13日(木)	中央人権福祉センター
15:00～17:00 1名/1時間 (受付2名まで)	18:30～20:30 1名/30分 (受付3名まで)	TEL/0857-24-8241 FAX/0857-24-8067

予約制

無料

【こちらをご覧ください！】

本市ホームページで市内にある全ての人権福祉センターの広報紙をご覧いただけます！ぜひ、ご覧ください。

閲覧はこちらから



■お問合せ先■

鳥取市河原人権福祉センター
〒680-1222 鳥取市河原町曳田 982-1
TEL/0858-85-0135
FAX/0858-85-0139
E-mail: jin-kawahara@city.tottori.lg.jp